

学校保健安全法による出席停止について（お知らせ）

お子様が学校感染症に罹患したとの連絡を受けました。学校保健安全法第19条の規定より、出席停止となります。なお、この期間は欠席扱いにはなりません。
 他の児童への感染を防ぐため、また病気の悪化を防ぐために、医師の登校許可が出るまでゆっくり休養させてください。なお、学校保健安全法では出席停止の期間が次のように定められています。

種別	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、シフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）鳥インフルエンザ（H5N1に限る）	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療完了まで
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	全ての発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

◇ 学校に登校するときは、担当医に次の証明を記入していただいて、登校許可が出たところで忘れずに持ってきてください。

証 明 書	
1. 児童 学年組 氏名	北杜市立長坂小学校 年 組：氏名
2. 診 断 名	
3. 出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 登 校 日	令和 年 月 日から登校しても差し支えない
5. 医療機関名 医師名	令和 年 月 日 印

※インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）と新型コロナウイルス感染症に限っては、この証明書ではなくそれぞれ保護者に記入して提出していただく「再登校報告書」になります。用紙は学校にもありますが、HP からダウンロードもできます。